

掛川市規則第28号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則（平成28年掛川市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | | 徴収額（月額） | | | | |
|-------------------------|--|-----------|---------|----------|---------|----------|--------|
| | | | 第3号認定 | | 第2号認定 | | |
| | | | 0歳児 | 1歳児又は2歳児 | 3歳児 | 4歳児又は5歳児 | |
| 第1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は入所児童の保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である世帯 | 標準時間 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| | | 短時間 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯（第1階層を除く。） | 標準時間 | 3,000円 | 3,000円 | 2,000円 | 2,000円 | |
| | | 短時間 | 3,000円 | 3,000円 | 2,000円 | 2,000円 | |
| 第3 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。） | 標準時間 | 9,000円 | 8,000円 | 6,000円 | 6,000円 | |
| | | 短時間 | 8,900円 | 7,900円 | 5,900円 | 5,900円 | |
| 第4 | 市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。） | 16,200円未満 | 標準時間 | 11,000円 | 10,000円 | 8,000円 | 8,000円 |
| | | | 短時間 | 10,900円 | 9,900円 | 7,900円 | 7,900円 |
| 16,200円以上 32,400円未満 | | 標準時間 | 12,000円 | 11,000円 | 9,000円 | 9,000円 | |
| | | 短時間 | 11,800円 | 10,900円 | 8,900円 | 8,900円 | |
| 32,400円以上 48,600円未満 | | 標準時間 | 13,000円 | 12,000円 | 9,500円 | 9,500円 | |
| | | 短時間 | 12,800円 | 11,800円 | 9,400円 | 9,400円 | |
| 48,600円以上 57,700円未満 | | 標準時間 | 19,000円 | 17,000円 | 14,000円 | 13,000円 | |
| | | 短時間 | 18,700円 | 16,800円 | 13,800円 | 12,800円 | |
| 57,700円以上 77,101円未満 | | 標準時間 | 19,000円 | 17,000円 | 14,000円 | 13,000円 | |
| | | 短時間 | 18,700円 | 16,800円 | 13,800円 | 12,800円 | |
| 77,101円以上 97,000円未満 | 標準時間 | 22,000円 | 20,000円 | 16,000円 | 15,000円 | | |
| | 短時間 | 21,700円 | 19,700円 | 15,800円 | 14,800円 | | |
| 97,000円以上 121,000円未満 | 標準時間 | 31,000円 | 28,000円 | 22,000円 | 19,000円 | | |
| | 短時間 | 30,500円 | 27,600円 | 21,700円 | 18,700円 | | |

| | | | | | | |
|-----|--------------------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 第11 | 121,000円以上 145,000円未満 | 標準時間 | 35,000円 | 32,000円 | 25,000円 | 22,000円 |
| | | 短時間 | 34,500円 | 31,500円 | 24,600円 | 21,700円 |
| 第12 | 145,000円以上 169,000円未満 | 標準時間 | 37,000円 | 34,000円 | 25,000円 | 22,000円 |
| | | 短時間 | 36,400円 | 33,500円 | 24,600円 | 21,700円 |
| 第13 | 169,000円以上 190,000円未満 | 標準時間 | 44,000円 | 40,000円 | 29,000円 | 25,000円 |
| | | 短時間 | 43,300円 | 39,400円 | 28,600円 | 24,600円 |
| 第14 | 190,000円以上 211,200円未満 | 標準時間 | 46,000円 | 42,000円 | 29,000円 | 25,000円 |
| | | 短時間 | 45,300円 | 41,300円 | 28,600円 | 24,600円 |
| 第15 | 211,200円以上 235,000円未満 | 標準時間 | 48,000円 | 44,000円 | 31,000円 | 26,000円 |
| | | 短時間 | 47,200円 | 43,300円 | 30,500円 | 25,600円 |
| 第16 | 235,000円以上 268,000円未満 | 標準時間 | 53,000円 | 48,000円 | 31,000円 | 26,000円 |
| | | 短時間 | 52,100円 | 47,200円 | 30,500円 | 25,600円 |
| 第17 | 268,000円以上 301,000円未満 | 標準時間 | 57,000円 | 52,000円 | 31,000円 | 26,000円 |
| | | 短時間 | 56,100円 | 51,200円 | 30,500円 | 25,600円 |
| 第18 | 301,000円以上 333,000円未満 | 標準時間 | 61,000円 | 55,000円 | 35,000円 | 28,000円 |
| | | 短時間 | 60,000円 | 54,100円 | 34,500円 | 27,600円 |
| 第19 | 333,000円以上 365,000円未満 | 標準時間 | 64,000円 | 58,000円 | 35,000円 | 28,000円 |
| | | 短時間 | 63,000円 | 57,100円 | 34,500円 | 27,600円 |
| 第20 | 365,000円以上 397,000円未満 | 標準時間 | 67,000円 | 61,000円 | 35,000円 | 28,000円 |
| | | 短時間 | 65,900円 | 60,000円 | 34,500円 | 27,600円 |
| 第21 | 397,000円以上 | 標準時間 | 70,000円 | 64,000円 | 37,000円 | 30,000円 |
| | | 短時間 | 68,900円 | 63,000円 | 36,400円 | 29,500円 |

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

3 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 第2階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における入所児童に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

| | |
|------------------------------------|------------------------|
| ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する入所児童 | 徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額 |
| イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する入所児童 | 徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額 |
| ウ 上記以外の入所児童 | 0円 |

5 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する入所児童に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する入所児童にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の所児童にあつては、無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等

の受給者

- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

| 階層区分 | | 徴収金額 | | | |
|------|------|--------|----------|--------|----------|
| | | 第3号認定 | | 第2号認定 | |
| | | 0歳児 | 1歳児又は2歳児 | 3歳児 | 4歳児又は5歳児 |
| 第2 | 標準時間 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 短時間 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第3 | 標準時間 | 4,500円 | 4,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 短時間 | 4,450円 | 3,950円 | 2,950円 | 2,950円 |
| 第4 | 標準時間 | 5,500円 | 5,000円 | 4,000円 | 4,000円 |
| | 短時間 | 5,450円 | 4,950円 | 3,950円 | 3,950円 |
| 第5 | 標準時間 | 6,000円 | 5,500円 | 4,500円 | 4,500円 |
| | 短時間 | 5,900円 | 5,450円 | 4,450円 | 4,450円 |
| 第6 | 標準時間 | 6,500円 | 6,000円 | 4,750円 | 4,750円 |
| | 短時間 | 6,400円 | 5,900円 | 4,700円 | 4,700円 |
| 第7 | 標準時間 | 9,500円 | 8,500円 | 7,000円 | 6,500円 |
| | 短時間 | 9,350円 | 8,400円 | 6,900円 | 6,400円 |
| 第8 | 標準時間 | 9,500円 | 8,500円 | 7,000円 | 6,500円 |
| | 短時間 | 9,350円 | 8,400円 | 6,900円 | 6,400円 |

6 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に入所児童が2人以上いる場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がいる場合における当該入所児童に係る徴収額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園

(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部

(4) 児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

| | |
|--|------------------------|
| ア 入所児童又は幼稚園等に通い、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）で、その出生の最も早いもの | 徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額 |
| イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの | 徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額 |
| ウ 上記以外の入所児童等 | 0円 |

7 月の途中の入所又は退所をした場合における徴収額は、次のとおりとする。

(1) 月の途中における入所の場合 徴収額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 月の途中における退所の場合 徴収額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 改正後の掛川市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成28年度以後の年度分の徴収額について適用し、平成27年度分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。